

追加型投信／国内／株式／インデックス型  
信託期間：2014年1月31日 から 2028年3月22日 まで 基準日：2025年5月30日  
決算日：毎年3月22日（休業日の場合翌営業日） 回次コード：5605

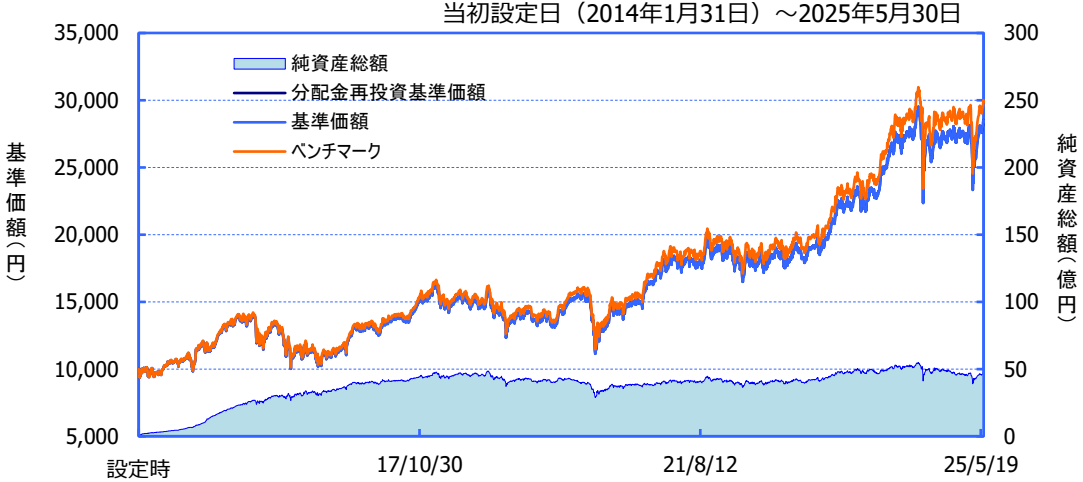
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年5月30日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 28,400 円 |
| 純資産総額 | 46億円     |

| 期間別騰落率 |          |          |
|--------|----------|----------|
| 期間     | ファンド     | ベンチマーク   |
| 1か月間   | +5.1 %   | +5.2 %   |
| 3か月間   | +5.8 %   | +5.9 %   |
| 6か月間   | +5.3 %   | +5.6 %   |
| 1年間    | +2.5 %   | +3.0 %   |
| 3年間    | +56.8 %  | +59.0 %  |
| 5年間    | +99.4 %  | +103.7 % |
| 年初来    | +1.8 %   | +2.0 %   |
| 設定来    | +184.0 % | +199.0 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。  
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※当ファンドはJPX日経インデックス400（配当込み）をベンチマークとしておりますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。  
※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       |     |       | 株式 業種別構成       |        |         |
|-------------|-----|-------|----------------|--------|---------|
| 資産          | 銘柄数 | 比率    | 東証33業種名        | 比率     | 合計98.5% |
| 国内株式        | 396 | 98.5% | 電気機器           | 16.6%  | 合計17.4% |
| 国内株式先物      | 1   | 1.5%  | 情報・通信業         | 8.3%   |         |
| 不動産投資信託等    | --- | ---   | 卸売業            | 7.1%   |         |
| コール・ローン、その他 | --- | 1.5%  | 銀行業            | 6.6%   |         |
| 合計          | 397 | ---   | 機械             | 6.6%   |         |
| 株式 市場・上場別構成 |     |       | 輸送用機器          | 5.6%   |         |
| 東証プライム市場    | --- | 98.0% | 医薬品            | 5.2%   |         |
| 東証スタンダード市場  | --- | 0.5%  | 化学             | 5.0%   |         |
| 東証グロス市場     | --- | ---   | 小売業            | 4.7%   |         |
| 地方市場・その他    | --- | ---   | その他            | 32.7%  |         |
| 組入上位10銘柄    |     |       | ---            | ---    |         |
|             |     |       | 東証33業種名        | 比率     |         |
|             |     |       | 三菱重工業          | 機械     | 2.1%    |
|             |     |       | 任天堂            | その他製品  | 2.0%    |
|             |     |       | ソニーグループ        | 電気機器   | 2.0%    |
|             |     |       | 三菱UFJフィナンシャルG  | 銀行業    | 1.8%    |
|             |     |       | 日立             | 電気機器   | 1.7%    |
|             |     |       | みずほフィナンシャルG    | 銀行業    | 1.7%    |
|             |     |       | 日本電信電話         | 情報・通信業 | 1.5%    |
|             |     |       | TOPIX 先物 0706月 | ---    | 1.5%    |
|             |     |       | リクルートホールディングス  | サービス業  | 1.5%    |
|             |     |       | 三井住友フィナンシャルG   | 銀行業    | 1.5%    |

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

《分配の推移》

（1万口当たり、税引前）

| 決算期（年/月） |         | 分配金 |
|----------|---------|-----|
| 第1期      | (14/03) | 0円  |
| 第2期      | (15/03) | 0円  |
| 第3期      | (16/03) | 0円  |
| 第4期      | (17/03) | 0円  |
| 第5期      | (18/03) | 0円  |
| 第6期      | (19/03) | 0円  |
| 第7期      | (20/03) | 0円  |
| 第8期      | (21/03) | 0円  |
| 第9期      | (22/03) | 0円  |
| 第10期     | (23/03) | 0円  |
| 第11期     | (24/03) | 0円  |
| 第12期     | (25/03) | 0円  |

分配金合計額 設定来：0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

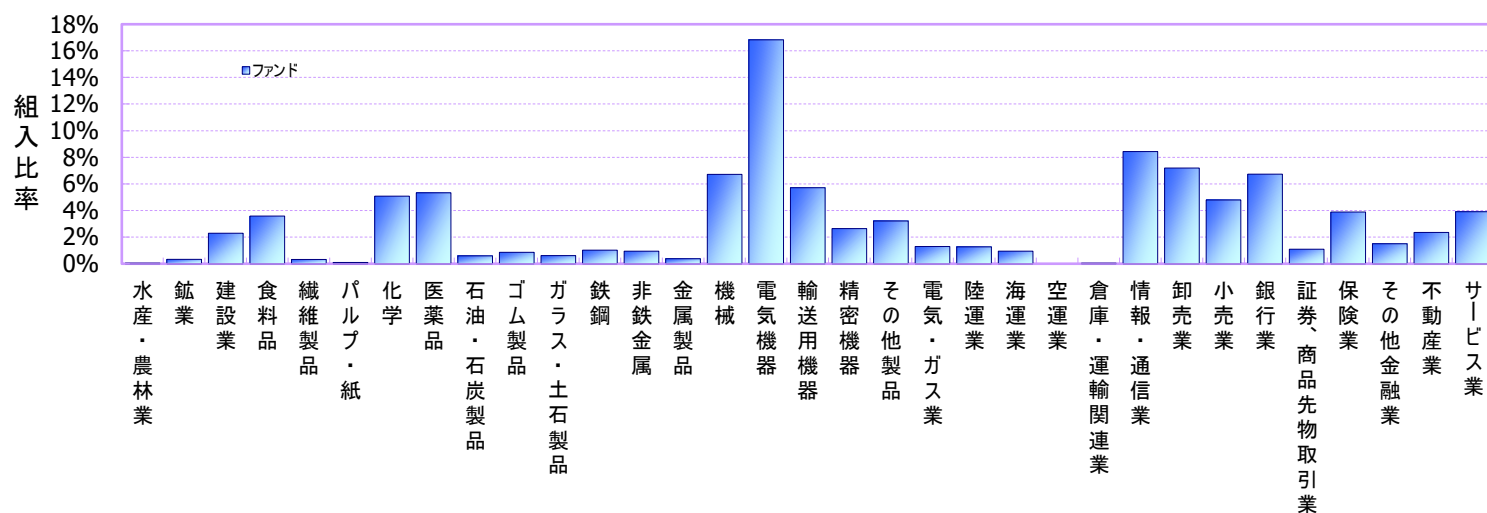
大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



## 《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

## 【マーケット環境】

国内株式市場は米国株式市場に連動して上昇しました。米英貿易協定の合意や米中による相互関税の大幅引き下げ等の米関税交渉の進展を背景に月初から上昇基調で推移しました。その後は円高が進行したことや戻り待ちの売りともみられる動きが優勢となったことで足踏みしましたが、月後半にはトランプ米大統領がEU追加関税の発動を延期すると表明したことやエヌビディアの決算を好感し、再び上昇しました。

## 【運用経過】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、ダイワJPX日経400マザーファンドを通じて運用を行っております。マザーファンドでは、ベンチマークの連動を目指して運用を行っております。また設定解約に伴う資金流入出に対応する目的で、株価指数先物取引を用いております。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・東京証券取引所上場株式に投資し、投資成果を JPX 日経インデックス 400（配当込み）の動きに連動させることをめざします。

### ファンドの特色

- ・JPX 日経インデックス 400 の構成銘柄に投資を行いません。

- ①「JPX 日経インデックス 400」および同指数に配当収益を加味した「配当込 JPX 日経インデックス 400（本書類における「JPX 日経インデックス 400（配当込み）」をいいます。）」（以下、総称して「JPX 日経 400 等」といいます。）は、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」といいます。）および株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、J P X 総研および日経は、「JPX 日経 400 等」自体および「JPX 日経 400 等」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「JPX 日経 400 等」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて J P X 総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。
- ③本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、J P X 総研および日経は、その運用および本件投資信託の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④ J P X 総研および日経は、「JPX 日経 400 等」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤ J P X 総研および日経は、「JPX 日経 400 等」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX 日経 400 等」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。**

|                          |                                                                                                                                      |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価の変動<br>（価格変動リスク・信用リスク） | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。<br>発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他                      | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                         |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                          |                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>2.2% (税抜2.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額             | ありません。                                   | —                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                          |                                                                           |
|                     | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <u>年率0.44%</u><br>( <u>税抜0.40%</u> )     | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                                     | 年率0.195%                                                                  |
|                     | 販売会社                                     | 年率0.175%                                                                  |
|                     | 受託会社                                     | 年率0.03%                                                                   |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                     | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                    |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                             |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                  |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                             |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                                 |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                                                                       |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、<br>信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・JPX 日経インデックス 400（配当込み）が改廃された場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                        |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。                                |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 大和証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |